

議案第 7 8 号

勝山市職員の旅費支給に関する条例の一部改正について

勝山市職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律が一部改正されたことに伴い、本市職員の旅費の改正を行いたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例

勝山市職員の旅費支給に関する条例(昭和29年勝山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第<u>6</u>項の規定に基づき、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関し、諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに市費の適正な支出を図ることを目的とする。 (用語の定義) 第3条 (略) 2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 出張とは、職員が公務のため一時その在勤事務所_____を離れて旅行することをいう。	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第<u>5</u>項の規定に基づき、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関し、諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに市費の適正な支出を図ることを目的とする。 (用語の定義) 第3条 (略) 2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 出張とは、職員が公務のため一時その在勤事務所<u>(市長又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)</u>を離れて旅行することをいう。

(2) (略)

(新設)

(2) (略)

(3) 旅行役務提供者とは、次のアからクのいずれかに該当する者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務及びカード等を旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。第5条第9項において同じ。)を締結したものをいう。

ア 旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者

イ 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法(大正10年法律第76号)第4条に規定する軌道経営者

ウ 海上運送法(昭和24年法律第187号)第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者

エ 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業を営業者

オ 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者

カ 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業を営業者

キ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第55条第1項に規定する貨物利用運送

(準用)

第4条 この条例に定めるものを除くほか、旅費の支給に関しては、
国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号) _____
_____及び国家
公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)を準用する。

(旅費の支給)

第5条 (略)

2～5 (略)

6 第1項から第3項及び第5項 _____の規定に該当する場合を除くほか、
法令又は他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して
旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

7 第1項から第3項、第5項及び第6項 _____の規定により旅費の支給を受け
ることができる者がその出発前に第6条第3項の規定により旅行命
令等 を取消され

_____、又は死亡した場合において、当該旅行のため既
に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となっ
た金額を旅費として支給することができる。

8 (略)

(新設)

事業者

2 外国における前各号に掲げる者に相当するもの

(準用)

第4条 この条例に定めるものを除くほか、旅費の支給に関しては、
国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)、**国家公
務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)**及び国家
公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)を準用する。

(旅費の支給)

第5条 (略)

2～5 (略)

6 第1項から第3項まで及び前項 _____の規定に該当する場合を除くほか、
法令又は他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して
旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

7 第1項から第3項 まで及び前2項 _____の規定により旅費の支給を受け
ることができる者が、次条 _____第3項の規定により旅行
命令等 の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第7条にお

いて同じ。)を受け、又は死亡した場合において、当該旅行のため
既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失とな
った金額を旅費として支給することができる。

8 (略)

**9 第1項、第2項及び第5項から第7項までに規定する場合において、
市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額
があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代**

(旅行命令等)

第6条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により**市長又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)**の発する旅行命令又は旅行依頼(以下_____「旅行命令等」という。)によって行わなければならない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等**を変更(取消しを含む。以下同じ。)**する必要があると認める場合で**前項の**規定に該当する場合には、自ら又は**第7条**第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき**これを変更する**ことができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し**又はこれを変更するには**旅行命令簿又は旅行依頼簿**(以下「旅行命令簿等」という。)**に記載して行わなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第7条 旅行者は、公務上の**必要又は、天災**その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合には、あらかじめ、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 (略)

えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第6条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により**旅行命令権者**の発する旅行命令又は旅行依頼(以下**この条及び次条において**「旅行命令等」という。)によって行わなければならない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等**の変更をする**_____必要があると認める場合で、**前項の**規定に該当する場合には、自ら又は**次条**第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、**その変更をする**ことができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、**又はその変更をするには、**旅行命令簿又は旅行依頼簿_____に記載して行わなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第7条 旅行者は、公務上の**必要又は天災**その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合には、あらかじめ、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 (略)

(旅費の種類)

第8条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ、旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について路程に応じ、旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について路程に応じ、旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。

6 日当は、旅行(県内旅行及び県外旅行で出発地から目的地までの行程が80キロメートル未満のものを除く。)中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。

9 勤務地内の旅行については、第1項に掲げる旅費に代え市内旅行費として日額又は月額旅費を旅費として支給することができる。

(旅費の計算)

第9条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場

(旅費の種類)

第8条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当及び宿泊費とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(旅費の計算)

第9条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場

合の旅費により計算する。ただし、公務上必要又は、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現にとつた経路及び方法によって計算する。

第11条 旅行者が同一地域(市町村の存する地域、都については、特別区の存する全地域)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して、滞在日数20日を超える場合には、その超える日数について定額の2割、滞在日数40日を超える場合には、その超える日数について定額の3割、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の4割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。ただし、講習その他による特別の場合においては、この規定にかかわらず打切旅費を支給することができる。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の日数計算につきその滞在日数から除外する。

第13条 鉄道旅行、水路旅行_____又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃_____又は車賃_____を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以降の分に区分して計算する。
(旅費の請求手続)

第14条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払により旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者

合の旅費により計算する。ただし、公務上必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現にとつた経路及び方法によって計算する。

第11条 旅行者が同一地域(市町村の存する地域、都については、特別区の存する全地域)に宿泊する場合における宿泊手当_____は、その地域に到着した日の翌日から起算して宿泊日数20日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2、宿泊日数40日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の3、宿泊日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の4に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。ただし、講習その他による特別の場合においては、この規定にかかわらず打切旅費を支給することができる。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の日数計算につきその宿泊日数から除外する。

第13条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以降の分に区分して計算する。
(旅費の請求手続)

第14条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払により旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようと

_____は、所定の請求書を当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支出担当職員」という。)に提出しなければならない。

2・3 (略)

- 4 支出担当職員は、その支出し又は 支払った概算払による旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合、又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、支出担当職員がその後において、その者に対し、支出し又は 支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

(証人等の旅費)

第15条 第5条第5項又は第6項の規定により、支給する旅費は特別の定めがある場合を除くほか、国家公務員その他公職にある者には各その官公職相当の額その他の者には、その都度市長の定める額とする。

(鉄道賃)

第16条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による

_____。

する旅行役務提供者は、所定の請求書を当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支出担当職員」という。)に提出しなければならない。

2・3 (略)

- 4 支出担当職員は、その支出し、又は支払った概算払による旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合、又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、支出担当職員がその後において、その者に対し、支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

第15条 削除

(鉄道賃)

第16条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものをいう。次項及び第18条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃は、鉄道による旅行の場合には、当該線路の乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、その線路の乗車に要する急行料金

(3) 特別車両料金を徴する客車を運行するものにより旅行する場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

(新設)

(新設)

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの。ただし、片道50キロメートル以上100キロメートル未満の旅行にあつては、旅行命令権者が承認したもの

(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第3号に規定する特別車両料金は、片道80キロメートル以上に該当する場合に限り支給する。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金(市長、副市長及び教育長に限る。)

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級(市長、副市長及び教育長が移動する場合には、最下級の直近上位の級)の運賃の額とする。

(削る)

(削る)

(削る)

4 第1項第4号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道80キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

5 特別の必要により急行料金を徴する列車に乗車した場合においては、前項の規定にかかわらず、その乗車に要する急行料金を支給することができる。

(船賃)

第17条 船賃の額は、次の各号の規定する旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金(これらのものに対する通行税を含む。)による

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (5) 第3号の規定に該当する船舶で、特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運

(削る)

(削る)

(船賃)

第17条 船賃は、船舶(海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び第18条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金(市長、副市長及び教育長に限る。)
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(航空賃)

第17条の2 航空賃は、現に支払った旅客運賃による

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(**車賃**)

第18条 **車賃の額は、実費額による**

(新設)

(航空賃)

第17条の2 航空賃は、航空機(航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、運賃の等級が3以上に区分された航空機により市長、副市長及び教育長が移動をする場合は、最下級の直近上位の級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第18条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運

(新設)

(新設)

(新設)

2 前項の規定にかかわらず、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、車賃の額は別表第2の定額による。ただし、在勤公署を出発地とする旅行について、定額車賃は支給しない。

3 前項に規定する車賃は、全路程を通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第19条 日当の額は、別表第2の定額による

_____。
_____。

2 出発地から目的地までの行程が120キロメートル未満の県外の旅

送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(削る)

(削る)

(削る)

(宿泊手当)

第19条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して一夜当たり2,400円の定額とする。

2 宿泊手当の額は、第8条の規定により支給される宿泊費について

行の場合における日当の額は、第8条第6項及び前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(宿泊料)

第20条 宿泊料の額は、別表第2の定額による

_____。
_____。

- 2 宿泊料は水路旅行については_____、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする_____。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

- 3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、一夜当たり2,400円とする。ただし、第8条の規定により支給される鉄道費、船賃、航空費又はその他の交通費に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1とする。

- 4 旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(宿泊費)

第20条 宿泊費の額は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第2に定める額を上限として実費額により支給する。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合であって、市長が認めるときは、当該宿泊に要する費用の額とする。

- 2 宿泊費は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸して宿泊した場合に限り、支給する。

第21条 食卓料の額は、別表第2の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに食費を用する場合、又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(日額又は月額旅費)

第22条 第8条第9項の規定により、支給する日額又は月額旅費の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、市長が別に定める。ただし、その額は第8条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

(新設)

別表第1(第3条関係)

職務の級の相当職務

行政職給料表(一)による職務の級	これに相当する職務	
	行政職給料表(二)の適用を受ける職員	その他
3、4、5、6、7級の職務		

第21条 削除

第22条 削除

(旅費の返納)

第27条 支出担当職員は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当職員は、前項に規定する返納に代えて、支出担当職員がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

別表第1(第3条関係)

職務の級の相当職務

行政職給料表(一)による職務の級	これに相当する職務	
	行政職給料表(二)の適用を受ける職員	その他
7級以下の職務	5級以下の職員	給料表によらない者

2級の職務	3、4、5級の職務	
1級の職務	1、2級の職務	給料表によらない者

別表第2(第3条、第18条、第19条、第20条、第21条関係)

旅費

旅費を受ける者	車賃	日当	宿泊料	食卓料
	(1キロメートルにつき)	(1日につき)	(1夜につき)	(1夜につき)
市長	円	円	円	円
	37	3,000	13,900	3,000
副市長、教育長	37	2,600	12,300	2,600
3、4、5、6級及び7級の職にある者	37	2,200	10,200	2,200
上記以外の職員	37	1,700	9,100	1,700

別表第2(第3条、第20条関係)

宿泊費

区分	宿泊費(一夜当たり)	
	市長、副市長及び教育長	7級以下の職にある者
埼玉、東京、京都	円	円
	27,000	19,000
福岡	25,000	18,000
千葉	24,000	17,000
神奈川、新潟	22,000	16,000
香川	21,000	15,000
熊本	20,000	14,000
北海道、岐阜、大阪、広島	18,000	13,000
山梨、兵庫、宮崎、鹿児島	17,000	12,000
青森、秋田、茨城、富山、長野、愛知、滋賀、奈良、和歌山、高知、佐賀、長崎、大分、沖縄	15,000	11,000
宮城、山形、栃木、群馬、福井、岡山、徳島、愛媛	14,000	10,000
岩手、石川、静岡、三重、島根	13,000	9,000

	福島、鳥取、山口	11,000	8,000
--	----------	--------	-------

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日(次条において「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の勝山市職員の旅費支給に関する条例(以下この条において「新条例」という。)の規定は、施行日以後に新条例第3条第2項第1号に規定する旅行命令権者が新条例第6条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第5条第6項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の勝山市職員の旅費支給に関する条例(以下この条において「旧条例」という。)第6条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第5条第6項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第6条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日後に新条例第3条第2項第1号に規定する旅行命令権者が新条例第6条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 2 新条例第5条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職(罷免を含む。)、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 3 新条例第27条の規定は、新条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。